

赤穂市地域公共交通会議第1回分科会 会議録

- 1 日 時 平成25年2月19日(火) 14:00～15:20
- 2 場 所 赤穂市役所 6階 第2委員会室
- 3 出席者
- (1) 委 員 村上 正弘 株式会社ウエスト神姫
西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社
木村 音彦 赤穂市自治会連合会
清山 美千子 赤穂市女性団体懇話会
有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会
柴原 幸子 //
- (2) 委員外説明員 大前 巧支 株式会社ウエスト神姫
- (3) 事務局 高山市長公室長
東南企画広報課長
平野企画政策係長
宮本企画広報課主査
安部建設経済部地域活性化推進担当参事
永石観光担当課長
田渕産業観光課事務員

4 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ 明石副市長
- (3) 委員等紹介
- (4) 委員長及び副委員長の選出について
- (5) 調査・審議事項
- ・ゆらのすけに関する要望等について
 - ・ゆらのすけの増便計画(案)について
 - ・ゆらのすけ運行基準について
- (6) その他
- (7) 閉 会

5 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第1回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、会議にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の高山です。よろしくお祈いします。

議事に入ります前に、本日の会議に報道機関から、傍聴の申し出がございます。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議分科会会議規程第3条で、原則、公開することとしておりますが、出席委員の過半数の決定により非公開とすることができます。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭

から傍聴を認めることとしたいと思います。ただし、写真撮影は、次第4の委員長、副委員長の選出についてまでとし、以後の撮影、録音はできないこととしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。

(報道入室)

お待たせいたしました。

報道の方をお願いいたします。会議中の写真撮影等をご遠慮いただきますので、ただ今から、次第4、委員長、副委員長の選出についてまでの間、写真撮影を認めたいと思います。必要な方は、この時間をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議会長であります、明石副市長よりごあいさつを申し上げます。

明石会長

本日は、大変お忙しい中、第1回分科会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。昨年12月に開催いたしました赤穂市地域公共交通会議におきまして、ゆらのすけの増便について、今後はこの分科会において具体的なルートなど、詳細についてご検討をいただくこととなりました。

また、この分科会では、バスだけではなく、タクシーも含めた本市の公共交通のあり方につきまして、事業者の方からもご意見を頂戴し、今後の参考にしていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、いろいろとお手を煩わせることとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、以上で開会のあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、3の委員等の紹介に移らせていただきます。

分科会委員につきましては、第1回地域公共交通会議でご指名させていただきました6名の皆様をお願いすることといたしておりますが、改めまして、本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

まず、株式会社ウエスト神姫より、村上正弘様です。

次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川英也様です。

次に、赤穂市自治会連合会より、木村音彦様です。

次に、赤穂市女性団体懇話会より、清山美千子様です。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉一美様です。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、柴原幸子様です。

なお、事務局職員につきましては、別紙名簿のとおりでございますので、紹介を省略させていただきます。委員等の紹介は以上です。

続きまして、次第4の委員長及び副委員長の選出に入りたいと思いますが、副市長につきましては、この後公務がございますので、ここで退席させていただきます。

委員長及び副委員長につきましては、分科会規程第3条の規定により、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

委員

事務局で案がありましたらお願いします。

事務局 事務局といたしましては、委員長に赤穂市自治会連合会の木村委員、副委員長に、赤穂市女性団体懇話会の清山委員にお願いしたいと思います。

事務局 ただ今の事務局案につきまして、皆さんいかがでしょうか。

「異議なし」

異議なしというお言葉をいただきましたので、委員長に赤穂市自治会連合会の木村委員、副委員長に赤穂市女性団体懇話会の清山委員にお願いしたいと思います。

木村委員長、清山副委員長におかれましては、前の席に移動をお願いいたします。

(木村委員、席移動)

それでは、木村委員長から、一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。木村委員長、お願いいたします。

木村委員長 ただ今、委員長に選任いただきました赤穂市自治会連合会の木村です。この分科会は、先ほど、会長のあいさつにもありましたように、ゆらのすけの増便について具体的な計画を審議し、改めて全体会議の地域公共交通会議に報告しようとするものです。またタクシーの活用も含め、赤穂市全体の公共交通のあり方につきましても、皆様からご意見をいただき、今後の参考にしようとするものです。委員の皆様のご協力の忌憚のないご意見をいただき、実りある会議としたいと思います。皆様のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、清山副委員長、よろしくをお願いいたします。

清山副委員長 ただ今、副委員長に選任いただきました、赤穂市女性団体懇話会の清山です。この分科会を通じ、市民の足の充実、また暮らしが、より充実されるよう、皆さまと一緒に取り組んでいきたいと思っています。微力ではありますが精一杯つとめさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、この後の進行につきましては、規程に基づき、木村委員長にお願いしたいと思います。

委員長 それでは議長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いします。

なお、写真撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

調査・審議事項に入ります前に、本日の会議に委員以外の出席者といたしまして、バス事業に係る説明員として、株式会社ウエスト神姫赤穂営業所の大前巧支様に出席をお願いしております。大前さん、こちらの席に移動をお願いします。

(移動後) 本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、調査・審議事項に入っていきたいと思っています。

この分科会は、交通会議から付託された事項について、調査又は審議を行い、意見集約した結果を、交通会議に報告することとされております。

今回は、ゆらのすけの増便計画案についてと、運行基準についてご審議いただき、その結果について交通会議に報告することとしております。

まず、次第のとおり、ゆらのすけに関する要望等について議題といたします。事務局より一括説明の後、1項目ずつご審議をお願いします。

事務局

それでは資料1ページをお願いします。

まず、この分科会では、先程、委員長からもお話がありましたように、ゆらのすけの増便に関する計画について、ご協議をいただくこととしております。

第1回地域公共交通会議でお諮りし、ご決定いただきましたが、一つに、圏域バスの未利用日（月、水、金曜日）の3日間をゆらのすけの増便に充てること、二つに、ゆらのすけの増便決定は、圏域バスの本格運行の決定後とすること、三つに、運行計画は分科会において検討し、改めて全体会議に諮ること、となっています。

このことを踏まえ、増便内容を検討するにあたりまして、まずは、これまでに自治会や市議会などからゆらのすけに関するいくつかのご要望をいただいておりますので、その内容について整理を行い、また、委員の皆様からもご意見をいただきながら、その方向性について検討することとしたいと考えています。

要望内容は一覧のとおりですが、まずは①から順に⑧までを一括して説明させていただきたいと思っております。

①は尾崎密集市街地への乗り入れで、要望事項は、路線バスは30分に1本運行しているが、停留所まで遠いため尾崎八幡宮前などを運行して欲しい、についてです。一枚めくっていただき、左上に書いています番号①の図面をお願いします。番号は、要望事項の番号と一致していますので、要望事項と合わせてご覧いただければと思います。

まず、尾崎八幡宮周辺の方については、利用するバス停は、路線バスの「尾崎農協前」か「明神木」になるかと思っておりますが、そこまでの距離が遠いのでゆらのすけを走らせてもらえないか、という要望内容です。

事務局としましては、ゆらのすけは、もともと交通空白地帯や不便地域の解消を図るために運行しているバスでありますので、尾崎御崎地区は路線バスが現在30分に1本走っており、不便地域という考えは持っておりません。ですので、ゆらのすけを運行することは困難と考えています。このため、路線バスでの対応ができないか、ウエスト神姫さんにご検討をいただくことにしたいと思っております。

続きまして、②の赤穂中央病院経由の運行、路線バス及び圏域バスは「新町」バス停に停車しており、ゆらのすけも停車して欲しい、についてです。図面②も合わせてご覧下さい。

鷗和、大津方面からの路線バスや、備前市からの圏域バスは毎日運行され、赤穂中央病院前の「新町」バス停に停車しますが、ゆらのすけにつきましては、図面の左端の方、オートボックスの近くになりますが「三樋町」バス停に停車した後は、右折して「城西小学校」の方に行きます。このため、三樋町から直進して先に「新町」バス停まで行った後、城西小学校に向けて走り、それから上仮屋北やお城の方に行ってもらえないか、という要望です。

事務局としましては、鷗和、大津地区からの路線バスと圏域バスは毎日運行されており、利便性という点では確保されていること、また、運行者のウエスト神姫さんにも確認しましたが、現行のままで行きたいというお答えでありましたので、ご要望にお応えすることについては困難であると考えております。

続きまして、③の千鳥地区への乗り入れ、市民病院に行きたいが、路線バスだけでは不便である、についてです。図面③もご覧下さい。千鳥地区につきましては、これまで路線バスのみの運行でありました。路線バスの運行につきましては、第1回会議で配布、説明をいたしました「赤穂市のバス運行状況」という冊子の16ページ、ウエスト神姫時刻表をご覧いただきたいと思っております。ページの境目になりますが、千鳥南口から、平日の朝7時48分と8時4分発のバスがありますが、このバスは小学生用のスクールバスですので、一般の方には、その後の8時55分と13時54分発の1日2本のバスがあり、毎日運行されています。これを更に増やして欲しいという要望内容であります。ゆらのすけの運行は、一般に週に2日、1

日2～3往復していますが、毎日路線バスが走っている地域は、利便性だけを考えれば路線バスの方が高いと考えております。

また、事務局としましては、この千鳥地区にゆらのすけを運行させたとき、路線バスとルートが同じで料金が異なるバスが走ることになり、利用者にとって混乱を招くことが予想されること、また路線バスへの影響も考慮すれば、ゆらのすけと路線バスの同一路線の混在は困難と考え、現行の路線バスによる運行を維持していただき、ダイヤ編成により利便性の向上に向けた検討をウエスト神姫さんをお願いし、対応するとしています。

続きまして、④の大泊地区への乗り入れ、大泊地区は、路線バスが1日に1往復（市民病院へ）しているのみであり、充実して欲しい、についてです。図面④もご覧下さい。大泊地区につきましても、先程の千鳥地区と同様、路線バスのみでの運行であります。大泊地区からは、平日のみの運行で、朝7時38分アース製薬発のバスが1本運行され、帰りは15時40分市民病院発16時13分アース製薬着の1往復が運行されています。千鳥地区と同様、ゆらのすけでの運行は、週に2日、1日2～3往復となりますので、1日1往復ではありますが、利便性だけを考えれば路線バスの方が高いと考えています。

また、路線バスとルートが重なり、利用者にとって混乱を招くことが予想されることから、現行の路線バスによる運行を維持していただき、ダイヤ編成による利便性の向上に向けた検討をウエスト神姫さんをお願いし、検討していただくとしています。

続きまして、⑤の中山の富原地区への乗り入れ、富原地区の住民がバスを利用する場合、富原橋を歩いて渡らなければならないため、乗り入れできないか、についてです。図面⑤もご覧下さい。富原地区の方がバスを利用しようとする場合、橋を渡ったところにあるバス停まで歩いて行っていますので、ゆらのすけを地区内まで乗り入れて欲しいという要望であります。富原橋については、一般の車でも対面ができないぐらいの幅員しかなく、乗客を乗せたゆらのすけを走らせることは安全面から困難であります。なお、橋を渡った「富原橋」バス停は、毎日ゆらのすけ、圏域バス、路線バスのいずれかのバスが走っていますので、歩いていただく必要がありますが、バスの不便地域ではないと考えております。

続きまして、⑥の赤穂駅北側への乗り入れ、赤穂駅北側地区はバスが走っていないため、運行してほしい、についてです。図面⑥もご覧下さい。赤穂駅北側の道路については、現在、路線バスも含めて、バスの運行は一切されておりません。このため、この地域にゆらのすけを走らせてもらいたいという要望内容であります。この内容につきましても、皆さんのご意見をいただきたく、この分科会で検討するとしています。

続きまして、⑦の塩屋みどり団地への乗り入れ、団地付近から路線バスを利用する場合、国道まで行く必要があるため、乗り入れて欲しい、についてです。図面⑦もご覧下さい。塩屋地区につきましても、国道を路線バスが走り、また南側の区画整理地内はゆらのすけが走っていますが、北側の方は国道まで歩かないといけませんので、みどり団地まで乗り入れて欲しいという要望内容であります。この内容につきましても、先程の赤穂駅北側地区と合わせて、皆さんのご意見をいただきたく、この分科会で検討するとしています。

続きまして、⑧の福浦、朶山（しだやま）地区への乗り入れ、直近バス停までが遠いため、地区内まで乗り入れてほしい、についてです。図面⑧もご覧下さい。青色の線が現在走っているゆらのすけのコースですが、朶山地区からは、ゆらのすけを利用する場合、備前福河駅か、または法光寺のバス停まで行く必要があります。このため、地区内のピンク色で書いています場所付近にバス停を設置してもらえないかという要望内容であります。この朶山地区につきましても、道路幅が狭いこと

から、ウエスト神姫の方にも直接現地に行っていましたでしたが、法光寺の南、国道を渡った地区内は民家が並びバスが対面できないことと合わせて、地域の方やバスの乗客の安全面を考えれば、バスの運行は困難との方向性を出させていただきました。

ゆらのすけに関する要望、及びその方向性の説明につきましては、以上であります。

委員長 事務局の説明は終わりました。ただ今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思いますが、進め方としましては、①の尾崎地区から順に質疑を受け、一つひとつ確認をしていきたいと思っております。それでは、ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。

委員 尾崎密集地への乗り入れの件ですが、路線を変更される際には、住民の高齢化を考慮して検討していただきたいと思っております。

委員長 ウエスト神姫さん、このことについて何かございませんか。

委員 今ははっきりとしたお答えはできませんが、新たなルートを設定する場合、密集地ということもあり、安全面への配慮、警察との協議もございまして、様々な問題をクリアしたうえで、可能であれば検討してまいりたいと思っております。

委員長 ウエスト神姫さんが言われたとおり、安全面の問題がありますが、今後、路線バスによる対応を検討していただければと思います。尾崎地区の要望については、これでよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 それでは、新町バス停へのゆらのすけの停車について、に移らせていただきます。何かご意見等はございませんでしょうか。

特にご意見等はないようでございます。路線バスが毎日運行しておりますので、(そちらを利用していただくということで) よろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 次に、千鳥地区への乗り入れについて、路線バスのダイヤ変更によって対応するという方向性が示されておりますが、ウエスト神姫さん何かございませんか。

委員 市民病院へ行きたいというご要望かと思っておりますが、現在8時55分千鳥南口発の赤穂方面へのダイヤがありますが、この便では病院へ行くのに、間に合わないという利便性のご要望かどうか確認したいのですが。

事務局 具体的な時間については伺っておりませんが、病院へは早く行きたいかもしれませんが。

委員 時間の変更で利便性が高まるのであれば、検討したいと思います。

委員 少しでも早く市民病院へ行きたいということかもしれませんが、9時に着くこと

について、そんなに遅いとは思いませんが。

委員長 利便性が高まるよう検討してください。他に何かございませんか。ご意見もないようでございます。続く坂越大泊地区への要望も同じように、ダイヤ変更によって対応するという事です。千鳥地区と同じ対応をしてもらいたいと思いますが、この方向性でよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 続いて、富原地区への乗り入れですが、ここは橋がかなり狭いですので、ゆらのすけが通るには難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 この橋は確かに狭いです。橋が狭いということであれば、運行は困難だと思います。

委員長 それでは、対面通行ができないため、乗り入れは難しいという案のとおりでよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 次にまいりまして、赤穂駅北側地区、塩屋みどり団地への乗り入れについてですが、方向性としては、本分科会で検討するという事になっております。現在乗り入れがない地区の検討ですので、関連があるため両案一括して、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

委員 タクシー事業者3社を代表いたしまして、出席しております。今までのゆらのすけや圏域バスの運行により、各施設への送迎などのタクシーの利用がどんどん狭まっていると感じています。タクシーも公共交通ということで認められてはおりますが、どこまで我慢すればよいのか、次々にバスに関する施策が出される中で、タクシー事業者にとってはマイナスでしかなく、経営努力をしていくら対応をしても苦しい状況になっています。路線バスに関してもそうですが、税金を投入して、その効果はどれほどあるのかと疑問にも思うところです。同じ方が何回も乗られるということもあると思っておりますので、実際にはどれくらいの方の利用があるのかと考えます。また今回、塩屋みどり団地と駅北ルートが計画にあがっておりますが、みどり団地までは現在の路線バスのバス停から100m程度しかないのではないのでしょうか。駅北は確かにバスが通っておりませんが、各種バスが出ている駅まで800m～900m以内の中心にある地域に、はたしてバスが必要かどうか疑問です。また、前回は申しましたが、増便にあたっては新規にバスを導入されると思っておりますが、タクシー会社も設備を持って会社経営をしております。何かタクシー会社の設備をご利用いただける方法がないのかも検討いただけたらと思っております。いろいろ申しましたが、必要なときに必要なところへ行けるというのがタクシーの良さですので、ぜひご検討いただけたらと思っております。

委員長 ウエスト神姫さん、何かご意見はございませんか。

委員 みどり団地のルートですが、南側はバスが走っておりますが、北側については少し不便地帯があります。それを解消するという効果があると考えております。

- 委員 走るとしたらどこを走るのでしょうか。
- 事務局 その点につきましては、このあと説明させていただきます。
- 委員 路線バスを増便して、100mを歩いてもらったらいいのではないのでしょうか。
- 委員 高齢者にとっては、その距離を歩くのは無理だと思います。そういったことからこの要望があがってきているのではないのでしょうか。
- 委員 まさにその点ですが、タクシーは家の前まで伺いますので、その部分へ補助をすることも考えていただけたらと思います。1台バスを走らせるより、必要なときに必要なところへ行けるタクシーですので、可能であると考えております。路線バスは常時お金がかかると思いますので。
- 事務局 バスとタクシーの関係ですが、今回はゆらのすけの増便について諮っておりますが、圏域バスを活用した計画となっております。本格運行で空きができる3日間を市民のためにどう使っていけるか、という内容となっております。タクシーについてもなくてはならない公共交通機関ですので、利用について別途検討が必要であると考えております。
- 委員長 この増便の方向性は、分科会で検討するとなっておりますが、タクシーについては、できましたら皆様にもう少し具体的に審議いただく必要があると思います。今は新たなルートを検討していただくということでご理解をいただきたいと思います。
- 委員 計画はほぼ固まっていると思いますので、意見だけ言わせていただきます。県内でも多くの市町でコミュニティバスが走っており、状況はどうかといいますと撤退するところも出てきているというお話です。補助金がなくなったり、負担が大きくなって廃止したい、ということが赤穂市でもでてくるかもしれません。利用者が少なくなり、一人にかかる費用が大きくなった場合などに、いきなり廃止してしまうというのは問題であると思いますが、廃止できるような開設の仕方をしていただけたらと思います。廃止後の代替方法も含めて、責任の所在が問われるような話に、最後はなってくると思います。
- 事務局 今言われたことにつきましては、この後ご協議いただきますが、例えば、利用者の少ないところにもいつまでもバスを走らせるような状況にならないよう、運行を見直すといった基準を設定するよう県からも通知があったところであり、今回その提案を考えています。
- 委員長 色々ご意見をいただきましたが、この方向性につきましてはまた次回、改めてご検討をいただくということでもよろしいでしょうか。
- 事務局 事務局としては、この会議で増便計画を提案させていただきたいと考えております。
- 委員 タクシー事業者としていろいろご意見はあると思いますが、この分科会だけで決めるわけではなく、最終的には全体会議に報告することがこの分科会の目的ですので、分科会としては事務局から提案を受けて検討すればいいと思います。高齢化率は年々上昇し、今の団塊の世代が80歳になったときにバスを必要とする人が増

えているのではないのでしょうか。

委員長 それでは、分科会としてこの方向性のとおりに提案を受けて、全体会議に報告していきたくと思います。次に、8番目の朶山（しだやま）地区の要望について協議をいただきたいと思います。私もこの道路は非常に狭いために、バスの通行は困難と考えますが、地元にお住まいの委員さんはどうお考えでしょうか。

委員 特に国道から入った民家が並ぶところなどは、ゆらのすけが1台通るだけで道一杯になってしまうと思います。対向車が来た場合、どちらかがバックしないといけなくなりますので、要望としてはわかりますが、現行のバスでは無理だと思います。

委員長 他にご意見はないようですので、この会議の方向性としては、困難であると結論を出したいと思います。
 またまだご意見をいただきたいところがございますが、審議事項も残っておりますので、増便計画案について、に移らせていただきます。事務局お願いします。

事務局 ゆらのすけの増便計画案について、説明いたします。資料10ページをお願いいたします。①として、現在、火曜日と金曜日に運行しています、東西ルートと高野ルートにつきましても、運行ダイヤが過密になっており、時間的な余裕がない状況となっています。また、バス乗務員の乗車時間との関係もありますので、この2つのルートを分けて運行したいとしています。

 次に、②として、①の東西ルートと高野ルートの運行日を変更することに伴い、両ルートとも現行よりも便数を増やし、利便性を高めたいと考えています。東西ルートは、これまでの1日2.5往復を3往復に、また、高野ルートは、1日2往復を3往復にします。

 次に、③として、有年西部地域（西有年地区）の充実を図るため、南北Bルートを、運行ダイヤは現行のまま、これまでの週2日、月曜日と木曜日に加え、新たに金曜日を追加し、週3日運行に拡充したいと考えております。なお、有年東部地域は圏域バスが毎日運行し、既に拡充されておりますので、西部地域のみを拡充するものです。

 次に、④としまして、先程の要望事項（駅北地区）の方向性を踏まえ、市民病院から赤穂駅北側を経由し、塩屋みどり団地ルートを新設しようとするものです。運行ルートにつきましても、12ページの地図で説明いたします。市民病院からジャスコを経由し、赤穂駅北側を通り、塩屋荒神社前からみどり団地へ行くというルートで、バス停は、市民病院からジャスコまでは既存の箇所、また駅の北側は、赤穂駅北側広場、営農センター前、交差点を右折しまして、さくら公園前、荒神社前、北集会所前、三本松のところを右折しまして高山の方に進み、黒崎播磨の社宅辺りになります塩屋北、そしてUターンをしまして三本松を今度は右折して、みどり団地内の集会所前までのルートとなります。帰りは、みどり団地を出発し、塩屋北には寄らず、北集会所、荒神社前をとおり、行きと同じ道で市民病院までというルート設定を考えています。なお、バス停の位置につきましても、分科会での協議に基づき、今後、警察や道路管理者との協議を経て具体的に決定していく必要がありますので、提案場所から動く可能性がありますことをご了承いただきたいと思います。

 もう一度、10ページに戻っていただき、運行日は、月曜日と水曜日の週2日、1日3往復を予定し、運賃は他のルートと同様、小学生以上を対象に、均一制で1回の乗車につき100円とします。次に、運行ダイヤですが、もう一度13ページをお願いしまして、増便を図ります東西ルートと高野ルートはダイヤ変更を行いますほか、みどり団地ルートにつきましても、高野ルートと合わせた運行ダイヤとな

っていますので、朝7時40分に高野の田端集会所を出発し、市民病院に8時12分に到着します。引き続き、8時17分に市民病院を出発し、塩屋のみどり団地に向かいます。途中、塩屋北集会所の前の道路は、通学児童の安全確保のため、8時30分までは通行規制がかかっておりますので、荒神社前を8時30分以降に出発する必要があります。このため、荒神社前を8時31分、北集会所前を8時32分発として調整し、8時35分にみどり団地を折り返すこととしています。なお、播州赤穂駅でのJRとの接続も考慮したダイヤとしています。

続きまして11ページをお願いします。今、説明をさせていただきました内容も含めた見直し案を一覧にしています。説明が重なるところもありますが、曜日ごとにまとめていますので、ご覧いただければと思います。月曜日は、現在の南北Bルート、西有年地域から市街地に向けて走るバスがそのまま運行します。合わせて新しいバスには、これまで火曜日、金曜日に走っていた高野ルートを3往復に増便して運行するとともに、今回、新設するみどり団地ルートを3往復としています。火曜日は、福浦方面からの東西ルートのみ運行となり、これまでの2.5往復を3往復にして住民の利便性を高めたいと考えています。水曜日は、南北Aルートの東有年や有年駅方面からのバスを現行のまま運行するのと合わせて、新しいバスには、先程の月曜日と同じく、高野ルートを3往復、みどり団地ルートを3往復としています。木曜日は、現行の南北Bルートのまま運行し、変更はありません。金曜日は、東西ルートを3往復と、新しく有年西部地域からの南北Bルートを、現行のダイヤで運行し、これまでの週2日運行から、週3日運行に増便するものです。土曜日は、南北Aルートを現行のまま運行し、変更はありません。

以上で、ゆらのすけ増便計画案について、説明を終わります。

委員長 今の説明について何かございませんか。私から1点確認させていただきたいのですが、荒神社から三本松のところは、通学路ということで8時30分まで車が入れないようになっていていると思いますが、日によって通行するというようなことはないでしょうか。

事務局 その点につきましては、事前にお話を伺っておりましたので、ウエストさんと協議をして、8時30分までは必ず区域外で待機をしていただくようお願いをしております。

委員長 他に何かございませんか。ないようでしたら、確認いただけたということでよろしいでしょうか。それでは、最後の運行基準につきまして、説明をいただきたいと思えます。

事務局 ゆらのすけの運行に関し、先ほども委員からお話がありましたが、赤穂市ではこれまでに明確な運行基準を持っていませんでした。先般の第1回全体会議でも、兵庫県の担当者から基準の策定についてお話しがありましたが、その後、正式に兵庫県よりコミュニティバスを運行する全市町に対し、運行基準を定めるよう通知がありました。赤穂市としましても、その主旨に沿い、運行基準を明確にしようとするものです。まず、右側の15ページをご覧ください。コミュニティバスの役割について、県のアセスメント指針より抜粋したものでありますが、役割は交通不便地域を縮小すること、従来の路線バスでは運行できない地域で、地域の足となっている乗合型の公共交通と定義するとしています。また、次のコミュニティバスの課題として、利用しにくいバスをただ運行するというだけでなく、適切な地域に、タクシーなども含め、それぞれの守備範囲に応じた公共交通を利用できる環境作りが求められているほか、最も大きな課題は、財政投資額に対する利用者数の問題が挙げられます。

効率の低い事業の継続⇒サービス水準が低下⇒利用者の減という負のスパイラルに陥れば、最終的に運行継続さえも難しくしてしまいます。そこで、コミュニティバスの役割に関する誤解や計画の弱さなどが利用者数低迷の要因として指摘されることから、課題を再検証するための基準を明確にしておくことが求められています。そこで、左側14ページには、県の指針について、一覧表を掲載していますが、赤穂市のコミュニティバスは平成17年10月に運行し、これまで7年以上運行してきた実績がある中で、改めて運行基準を設定することになるため、何らかの基準を基づき定めることが適当ではないかと判断し、県のこの指針により定めることとしたいとしています。具体的には、表の上から2行目、太線で囲っているところですが、1日10便未満の路線で、1便当たり利用者数4人以上という基準を参考に、赤穂市の運行基準を全ルート of 1便当たり利用者数を4人以上とする、基準を下回った場合は、基準を下回るルートの見直し又はデマンド型の検討を行うと設定したいと考えております。

運行基準についての説明は、以上であります。

委員長

ただ今の説明につきまして、ご意見等はございませんか。

ないようでございますので、運行基準については、このとおり分科会として了承したことを、全体会議で報告したいと思っております。

本日の審議事項は以上です。次にその他に移らせていただきたいと思います、何かございませんか。

事務局

次回の分科会について確認させていただきたいのですが、増設のルート及び新たなルートについて提案させていただき、確認をいただいたところですが、停留所の場所やダイヤなど細かい点や、本日の提案内容など改めて検討していただくこともあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員長

もう一度分科会を開催したいということですが、みなさんどうでしょうか。

委員

わかりました。

委員長

事務局ではいつ頃の開催を考えているのでしょうか。

事務局

事前に事務局で調整させていただいたところでは、3月12日を予定したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員

結構です。

委員長

通知については、改めて事務局より発送させていただきたいと思っております。

他に何かありませんか。それでは、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。おつかれさまでした。

了

(15時20分)